

# 16 地方創生を支える幹線道路（地域高規格道路・国道・県道・街路）の整備促進について

【国土交通省】

## 【提案・要望】

- 1 地域高規格道路の整備予算を確保し、その促進を図ること
  - (1) 島原道路
    - ・森山拡幅の早期完成
    - ・出平有明バイパス、有明瑞穂バイパス、瑞穂吾妻バイパス、鷺崎～栗面工区の整備促進
  - (2) 西彼杵道路
    - ・時津工区の整備促進
  - (3) 一般国道205号佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）の早期事業化
  - (4) 有明海沿岸道路（鹿島～諫早）の計画の明確化
  - (5) 島原天草長島連絡道路の実現に向けた調査・検討の再開
- 2 国道の整備予算を確保し、その促進を図ること
  - ・一般国道34号大村拡幅、大村諫早拡幅、一般国道205号針尾バイパス等の整備促進
- 3 街路の整備予算を確保し、その促進を図ること
  - ・長崎南北幹線道路（茂里町～時津）の新規事業化
  - ・事業中箇所整備促進
- 4 長崎市中心部における交通結節の検討・整備に対し、支援を行うこと
- 5 交通安全施設等整備予算や自転車通行空間整備予算を含む国県道整備予算を確保し、その促進を図ること

## 【本県の現状・課題等】

島原・西彼杵半島などの半島地域は、高速交通体系から取り残されており、救急医療体制の強化や災害時の代替路の確保が必要となっている。

また、都市間を結ぶ国道206号などの幹線道路等においては慢性的な渋滞に悩まされており、佐世保市と東彼杵町を結ぶ国道205号においても朝夕の通勤時間帯に渋滞が発生し、早急な対応が求められている。

加えて、長崎市中心部では、新幹線開業時の長崎駅周辺や大型クルーズ船が着岸する松が枝周辺において、交通結節の面で高度な知見を有する国の支援を必要としている。

さらに、本県は、離島・半島地域を多く抱え、平坦地に乏しいといった地形的な制約により、道路の整備が全般的に立ち遅れている。このため、都市内幹線道路、離島・半島道路等について、交通渋滞の解消・緩和や走行性の向上を図る必要がある。

### （本県の取組）

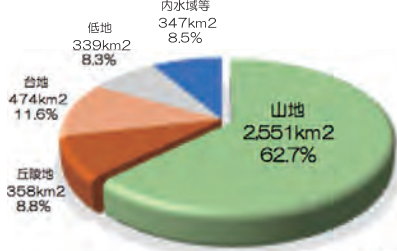
国と長崎県では、地域高規格道路2路線（6工区）の整備を促進している。今年3月には、県が整備を進めてきた地域高規格道路「島原道路」諫早インター工区が全線開通し、時間短縮や定時性の向上などの効果により、島原半島の地域活性化や利便性向上に寄与している。

また、本県が目指しているIRの誘致にあたり、その候補地であるハウステンボスと長崎空港間のアクセス強化が課題であることから、東彼杵道路の早期事業化に向け、国や市町と協力して、整備の必要性や効果に関して検討を進めている。

加えて長崎南北幹線道路は、昨年度に外部のルート選定委員会や地域住民の意見を聞きながらルート帯の決定を行い、今後、都市計画決定に向けての手続きを進めていくこととしている。

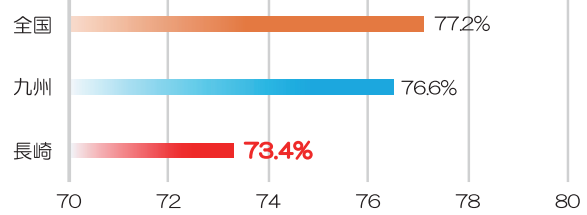
さらにサイクルツーリズムについては、県・市・地元団体等が一体となった協議会を立ち上げ、今後、ハードとソフトの両面に関する具体的施策を検討していくこととしている。

【長崎県の地形別面積】



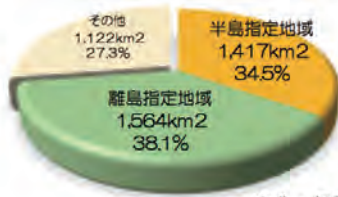
出典：総務省統計局

【全国・九州・長崎県の改良率】



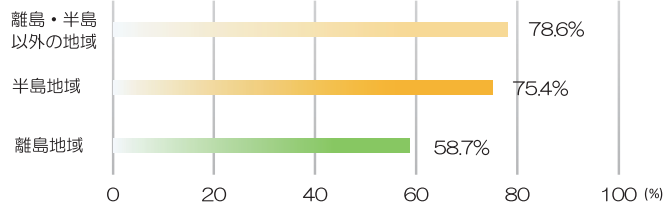
出典：道路統計年報 2019

【長崎県の地域別面積】

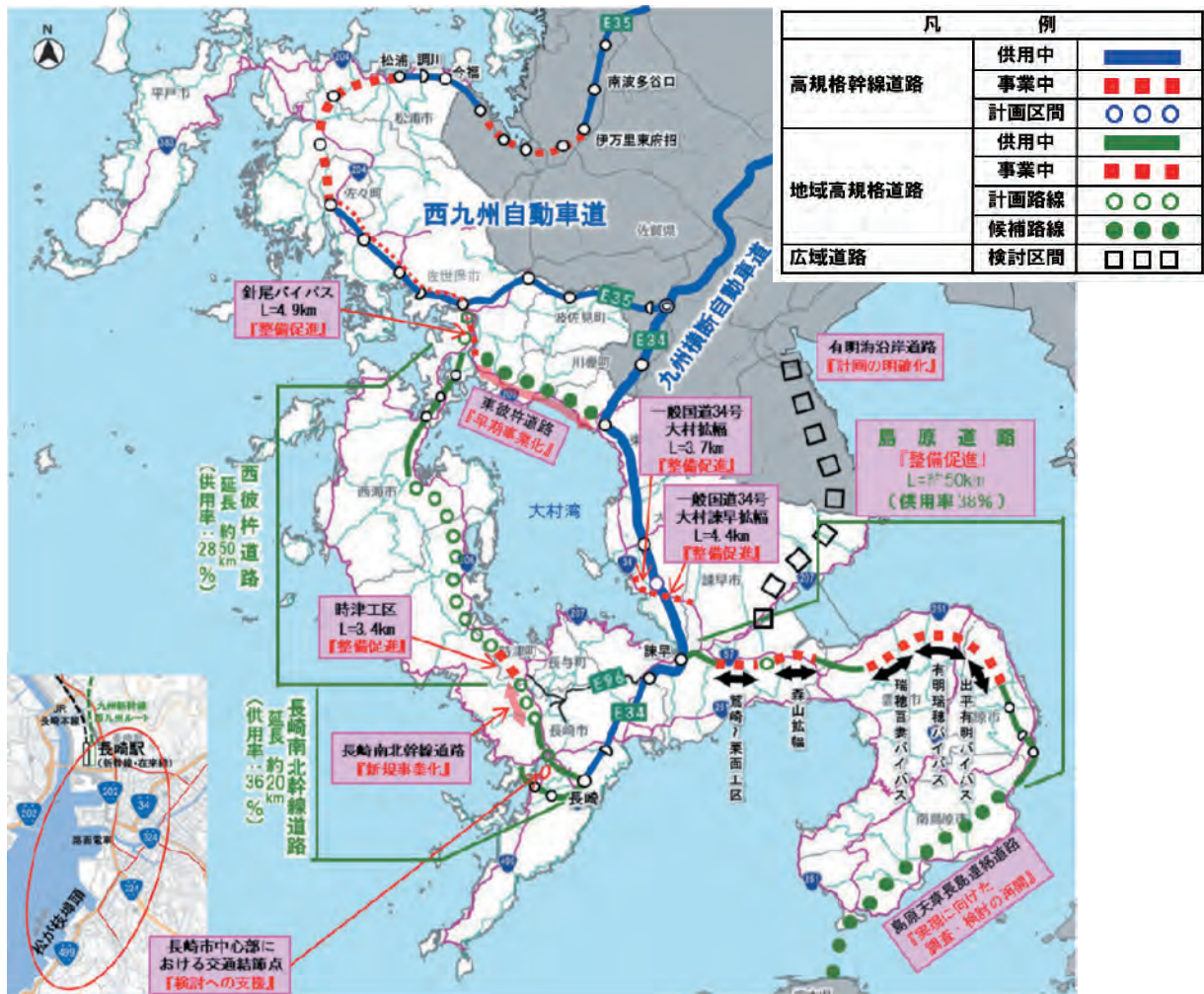


出典：総務省統計局

【長崎県の地域別改良率】



出典：H31長崎県道路現況表



【提案・要望実現の効果】

幹線道路の整備促進により、交流人口の拡大、社会経済活動の活性化、救急医療体制の強化などが図られ、活力にあふれた、安心して快適な地域づくりの実現に寄与する。



# 17 長崎港松が枝国際観光船埠頭の整備促進について

【国土交通省】

## 【提案・要望】

日本におけるクルーズ船受入の拠点として、安全にクルーズ船を受入れることができる環境づくりをしっかりと整え、地方創生の拠点として地域の活性化を促進するため、松が枝岸壁2バース目の整備を促進すること

## 【本県の現状・課題等】

長崎港は、立体的で美しいまちなかに直接クルーズ船が接岸できるなど、まち全体で上質なおもてなしが可能な港であり、1958年のカロニア号初入港以来、60年にわたり2200隻を超えるクルーズ船が寄港しており、世界のクルーズ船社からも高い評価を得ている。

一方、長崎港に停泊中のクルーズ船の乗組員から、新型コロナウイルス感染症の陽性者が多数確認されたことを受け、安全にクルーズ船を受入れることができる環境づくりをしっかりと整えてまいりたい。クルーズ船を受入れる際の権限や規制のあり方などを含め、国や関係者としてしっかりと連携を図りながら、安心してクルーズ観光ができるよう取組んでまいりたいと考えている。

松が枝岸壁2バース化は、クルーズ需要を国内に取り込むだけでなく、埠頭背後のまちづくりや新たな産業の創出のきっかけとなることから、地方創生の拠点として必要不可欠で、早急に整備を進めていかなければならない事業である。

(本県の取組)

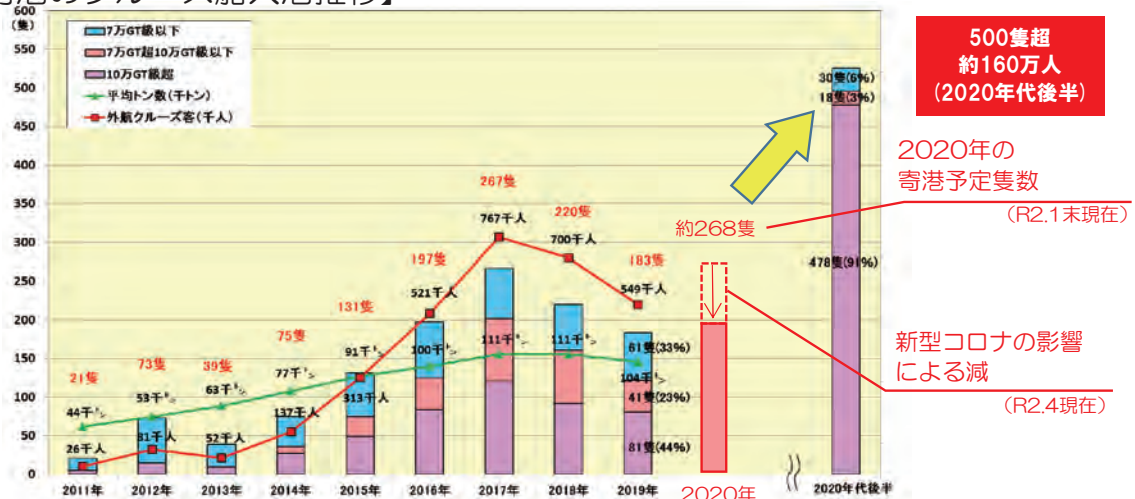
長崎港は、全国で初めて10万総トン級クルーズ船の専用岸壁や国内最大級となる入国審査20ブースを持つ旅客ターミナルの整備、また急増するクルーズ需要を取り込むための既存岸壁の活用促進など、日本におけるクルーズ船の拠点港として受入機能の強化に取り組んできた。

現在、令和2年度新規事業として採択いただき、円滑な事業環境を整えるため関係者との調整を加速させるとともに、埠頭背後のまちづくりやクルーズ船修繕事業と連携を強化し、早期実現に向けた取組みを進めている。





## 【長崎港のクルーズ船入港推移】



## 【新たな産業の創出】

クルーズ船メンテナンス事業  
(クルーズ関連産業の形成)



長崎発着クルーズの促進  
(地域の基幹産業の活性化)



県産品の納入促進



## 【松が枝国際観光船埠頭の2バース化】



## 【提案・要望実現の効果】

高いポテンシャルを有する長崎港は、これまでクルーズ船受入れのリーディングポートとして日本のクルーズ需要を支えてきたが、さらに機能を拡充することで、国が目指す「訪日クルーズ客500万人」の取り組みに大いに貢献できるものと確信している。

また、松が枝岸壁2バース化は、クルーズ船の受入拠点強化されるとともに、造船産業との連携により新たな産業である“北東アジア地域におけるクルーズ船修繕事業拠点”を構築できる可能性があり、さらに、背後まちづくりと一体となって整備することで更なる地域の活性化や都市機能の強化など、地方創生の拠点として地域の振興に大きく寄与するもの期待されている。

## 18 地方創生の拠点となる港湾の整備促進について

【国土交通省】

### 【提案・要望】

離島・半島を多く有する本県においては、人流・物流の拠点となる港湾の整備促進が、地方創生の拠点として地域の活性化や産業振興につながることから、港湾予算の総枠を確保し整備を促進すること

- 1 訪日外国人の増加につながる厳原港の旅客ターミナル再編事業及び比田勝港の国際旅客ふ頭改修事業を促進すること
- 2 新たな雇用を創出する多比良港の貨物埠頭再編事業を促進すること

### 【本県の現状・課題等】

本土の最西端に位置し、離島・半島を多く有する本県においては、人口減少と県民所得の低迷が大きな課題となっており、活力ある地域を創出するためには、地域の基幹産業と連携し、雇用と経済を支える港湾の整備促進が非常に重要である。

#### <厳原港・比田勝港>

厳原港と比田勝港では、韓国との間に離島で唯一の国際定期航路を有し、年間約41万人の韓国人観光客が対馬を訪れている。

現在、厳原港では混在している国内・国際ターミナルの再編、比田勝港では国際旅客ターミナルの拡張を進めており、両港が一体的整備を行うことにより、完成後には訪日観光客の増加に対応することができ、国が目指している新たな観光ビジョンにも寄与するものと考えている。

#### <多比良港>

多比良港は、岸壁ふ頭を利用して港湾貨物を取り扱う工業関連の企業誘致を促進している。

しかし、砂利・砂を取り扱う1バースのみの施設しかなく、また老朽化著しく施設水深も不足している。このため、非効率な荷役形態を余儀なくされていることから、老朽化対策と施設機能の拡充を行う港湾の整備により地域活性化が図られるものと考えている。

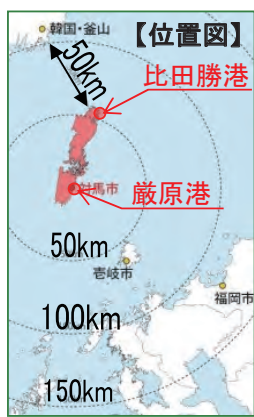
### 【提案・要望実現の効果】

港湾の整備を促進することにより、人流や物流機能の強化が図られ、地域の観光や産業の振興を図ることが可能となり、「交流でにぎわう長崎県」「安心快適な暮らし広がる長崎県」「力強い産業を創造する長崎県」の実現はもとより、国が進められている「生産性向上による成長力の強化」及び「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に多いに貢献することができる。



いづはらこう ひたかつこう  
**【厳原港・比田勝港】 ～しまの玄関口 交流拠点の再編～**

厳原港：令和2年度 国内ターミナルビル完成～暫定シフト予定  
 比田勝港：国際ターミナルビルの拡張、浮棧橋の整備



平成30年の訪日客 **41万人**



【厳原港】



【比田勝港】

韓国からの観光客による混雑状況

韓国航路船2隻同時接岸

たいらこう  
**【多比良港】 ～港湾機能の拡充 企業誘致による雇用創出～**

企業を誘致するため、岸壁等の早期完成を目指す



貨物ふ頭2バース  
 泊地(-4.5m)41,000㎡  
 岸壁(-4.5m)(A)80m  
 岸壁(-4.5m)(B)80m  
 道路6m×110m  
 道路(改良)6m×460m



・満潮時に入港し荷役している状況写真  
 非効率な荷役形態となっている。



・施設老朽化状況写真  
 舗装工ひび割れ状況

## 19 本明川ダム及び石木ダム建設事業の促進について

【国土交通省】

### 【提案・要望】

- 1 本明川の治水と既得用水の補給など流水の正常な機能の維持のため、国直轄による本明川の河川改修と併せて本明川ダム建設事業の促進を図ること
- 2 川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のため、石木ダム建設事業に必要な予算の確保を図ること

### 【本県の現状・課題等】

近年、気候変動に伴う水災害が頻発化・激甚化しており、本県においても昨年2回の大雨特別警報が発令され浸水被害が発生している。

県民の生命と財産を守り、安全・安心な生活を確保するために、本明川ダム建設事業及び石木ダム建設事業の促進に必要な予算の確保を望むものである。

#### <本明川ダム建設事業>

本明川流域は、昭和32年の諫早大水害を始め、過去に何度も大雨による浸水被害に見舞われており、河川沿いには住家が密集し、川幅を拡幅することが困難なため、河道掘削・築堤などの河川改修と併せてダムによる総合的な洪水対策が必要である。

このため、洪水対策や適正な河川流量確保の両面に大きな効果を持つ本明川ダムの建設が必要であり、平成6年度に事業着手し、現在、用地補償や付替道路工事などが行われ、県としても、平成30、31年度に用地特別会計予算を確保し、事業用地の先行取得を行い、本体着工に向けて強く協力しているところであり、国においても着実な事業進捗のために今後も継続的な予算確保をお願いしたい。

#### <石木ダム建設事業>

川棚川の流域は多くの家屋が密集し、戦後幾度も浸水被害が発生しており、安全確保のためには、河道改修とダム建設を組み合わせた総合的な治水対策が必要である。また、佐世保市は、安定して取水できる水源が不足しており、度々渇水の危機に瀕している。こうしたことから、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消のためには、石木ダムは必要不可欠である。

昭和50年度の着手以降、説明を重ね、既に約8割の地権者からは事業に協力いただいている。令和元年度には、長崎県、佐世保市とも事業再評価を行い工期を令和7年度まで延長したが、完成工期に向けて、残りの用地確保及び付替県道工事の進捗に努めている。

また、水源地域対策特別措置法に基づく「水源地域の指定」が平成31年3月になされたことから、引き続き「水源地域整備計画」の早期策定に向け取組んでいく。

なお、事業をめぐる争いは、事業認定取消訴訟（国）と、工事続行差止訴訟（県・佐世保市）が係争中であるが、今後とも、県として適切に対応してまいりたい。



## 本明川ダム建設事業

### ●本明川ダム完成イメージ



### ●本明川流域の主な洪水被害

昭和32年7月（諫早大水害）  
 死者494名、床上浸水2,734戸、床下浸水675戸  
 昭和37年7月 床上浸水2,262戸、床下浸水8,058戸  
 昭和57年7月（長崎大水害）  
 床上浸水612戸、床下浸水881戸  
 平成11年7月 床上浸水397戸、床下浸水227戸  
 平成23年8月 床上浸水5戸、床下浸水24戸

### ●現場の進捗状況（R1. 12月撮影）



## 石木ダム建設事業

### ●石木ダム完成イメージ



### ●川棚町の主な洪水被害

昭和23年9月 床上浸水 800戸、床下浸水 1,200戸  
 昭和31年8月 床上浸水 251戸、床下浸水 550戸  
 昭和42年7月 床上浸水 15戸、床下浸水 113戸  
 平成2年7月 床上浸水 97戸、床下浸水 287戸

### ●佐世保市の主な渇水（S50以降）

○断水を含む給水制限 【2回】  
 昭和53年、  
 平成6～7年：**日本一厳しい制限給水（最大43時間断水）**  
 ○減圧給水制限 【2回】  
 平成17年、平成19～20年：160日間  
 ○給水制限実施直前の降雨で回避 【5回】  
 ○対策本部設置など警戒態勢移行 【12回】

### ●現場の進捗状況（R2. 4月撮影）



## 【提案・要望実現の効果】

### （本明川ダム）

本明川ダムの完成により、諫早市街地における洪水被害の軽減及び下流の既得用水や河川の維持流量など流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保が可能となる。

### （石木ダム）

石木ダムの完成により、川棚町の中心市街地を洪水から防御し沿川地域住民の生命や財産及び社会資本の保全を図ることが可能となるとともに、佐世保市に安定的な水道用水を供給することが可能となる。



## 20 水無川砂防設備の直轄管理機能・体制の充実及び九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

【文部科学省、国土交通省】

### 【提案・要望】

- 1 水無川における砂防設備の直轄管理を機動的に実施するための機能や体制の充実を図り、雲仙普賢岳山麓から発生する土石流及び山頂溶岩ドーム崩壊に対する「防災・減災」機能の継続を図ること
- 2 島原市に設置されている国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターと関係機関との連携した火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化を図ること

### 【本県の現状・課題等】

＜水無川砂防設備の直轄管理を実施する機能・体制の充実について＞

雲仙直轄砂防事業は令和2年度で完了し、令和3年度から管理に移行する予定であるが、依然として山麓に1億7千万 $\text{m}^3$ の火山堆積物、山頂に約1億 $\text{m}^3$ の溶岩ドームが不安定な状態で存在し、大規模土石流の発生や溶岩ドーム崩壊のリスクがある。

常に砂防設備の適切な機能が保持されることに加えて、緊急時に国、県、市および関係機関が密接に連携して即応した防災対応を図るには、これまでと同様、高度な技術力を擁する国による即時の監視情報の提供、技術支援が必要で、平時の砂防設備管理における緊急事態対応も想定した流域監視機能の配置、緊急事態が発生した場合、迅速に現場において、監視、巡視を機動的に実施する体制の構築が不可欠である。

＜九州大学地震火山観測研究センターについて＞

昭和37年以来、九州大学により雲仙火山に関する観測・研究が島原市内で継続的に行われており、特に平成2年からの雲仙・普賢岳の噴火活動では、火砕流や土石流などにより甚大な被害をもたらしたが、九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターからの観測結果等が県や市町などに的確に提供されたことにより、災害の軽減が図られるなど、重要な役割を果たしたところであり、御嶽山の噴火からも今後の体制強化は肝要である。

平成28年4月の熊本地震により、地域住民の不安定な溶岩ドーム崩壊の危険性に対する不安は増しており、地震等により崩壊の危険性が指摘されている中、刻一刻と変化する火山活動等を関係機関が連携して、監視・観測・研究していく体制が必要不可欠である。

（本県の取組）

雲仙直轄砂防事業で整備された、水無川、中尾川および湯江川の砂防設備のうち、令和元年度に完了し、警戒区域の設定がない中尾川、湯江川の砂防設備は、本県で令和2年度より管理しているところである。

また、火山防災や溶岩ドーム崩壊による警戒避難体制等のソフト対策は、県、市及び地域が一体となり、雲仙岳火山防災協議会での検討を推進していく予定である。

＜水無川砂防設備の直轄管理機能・体制の充実＞



＜九州大学地震火山観測研究センターの充実強化＞



【提案・要望実現の効果】

（項目1）

事業完了後の砂防設備管理において、火山堆積物による土石流や溶岩ドーム崩壊のリスクに対し、高度な技術力を要する施設管理や流域監視等の実施体制や機能を継続して配置することで、地域の人々が安全で安心な暮らしを営むことができる。

（項目2）

九州大学地震火山観測研究センターは、地質学、火山学等の中核研究機関として重要な役割を担っており、地域の安全、安心に貢献するとともに、日本初の「世界ジオパーク」に認定された「島原半島ジオパーク」の維持・発展に必要な機関である。「島原半島ジオパーク」は、島原半島における観光の振興をはじめ、環境の保全・活用、文化の伝承、火山教育の普及活動により、地域経済の活性化に大いに貢献することができる。



# 21 佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について

【外務省、防衛省】

## 【提案・要望】

- 1 「新返還6項目」を基調とした佐世保港のすみ分けの早期実現
  - (1) 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の早期の移転・返還
  - (2) 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ線）の返還
  - (3) 立神港区第1号～第5号岸壁の返還（未返還部分）
  - (4) 制限水域全面の返還（但し、緩和を含む）
- 2 崎辺地区の自衛隊による利活用の推進と「前畑崎辺道路」の整備促進
- 3 残る水陸機動連隊等の長崎県内への配備及び防衛施設工事等に係る地元企業への優先発注・受注機会の拡大

## 【本県の現状・課題等】

- 1 「新返還6項目」を基調とした佐世保港のすみ分けの早期実現

佐世保市には多くの米軍、自衛隊の施設が所在し、特に佐世保港においては、これら防衛施設と民間企業等の施設が混在しており、また、佐世保港区区内における水域の80%以上が立ち入り禁止をはじめとする各種の制限が設定されている。このことから、商港機能や港湾整備等、佐世保港の発展の大きな障害となっており、市民生活にも様々な影響を与えている。そのため、昭和46年から「返還6項目」として米軍提供施設の返還要望が行われ、平成10年に「新返還6項目」が決議された。

前畑弾薬庫の移転・返還は、平成23年1月17日の日米合同委員会で、移設先である針尾島弾薬集積所に代替施設が建設されること等を条件として返還合意がなされたが、未だ具体に至っていない。

そのような状況において、佐世保市では、弾薬庫の移転・返還をより強力に推し進めるため、市民の早期返還に向けた切実な思いや機運の高まりを具現化する形で、「前畑弾薬庫跡地利用構想」を平成30年3月に策定しており、その実現のためにも一日も早い返還が求められる。







## 22 自衛隊による県内離島からの急患搬送体制の維持・確保について

【防衛省】

### 【提案・要望】

日本一の有人離島を有する本県においては、離島住民の医療体制の確保や救急患者の本土への搬送時間の短縮を図る必要があり、特に夜間等においては、海上自衛隊のヘリコプターによる急患搬送の維持・継続が必要なことから、以下の措置を講じること

- 1 海上自衛隊第22航空群による離島からの急患搬送体制維持のためUH60Jの代替機又は後継機を配備すること
- 2 上記代替機等が配備されるまでの間、自衛隊内部の統合運用による離島からの急患搬送の代替機能を確保すること

### 【本県の現状・課題等】

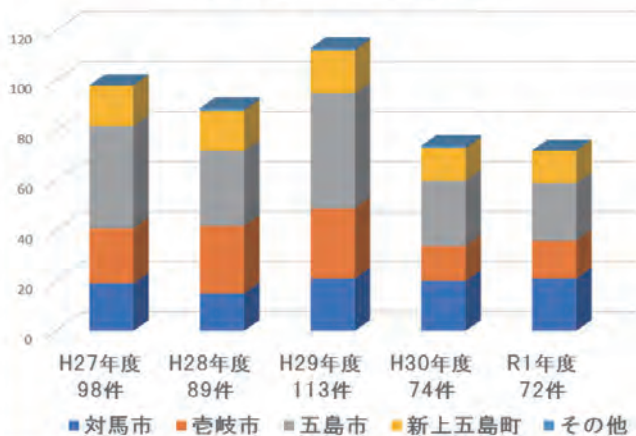
自衛隊による離島からの急患搬送は、自衛隊法第83条に基づく知事からの災害派遣要請により実施されるものであり、昭和33年1月に第1回目を実施されて以降、昭和42年3月以降、大村航空隊（現第22航空群）にヘリコプターの配備により増加し、令和元年度末には5,112回を数え、多くの県民の生命を救っていただいている。

しかしながら、海上自衛隊第22航空群において急患搬送に運用する救難機UH60Jは、老朽化に伴い早ければ今年度中にも除籍される可能性があり、後継機の導入は中期防衛整備計画では見送られている。

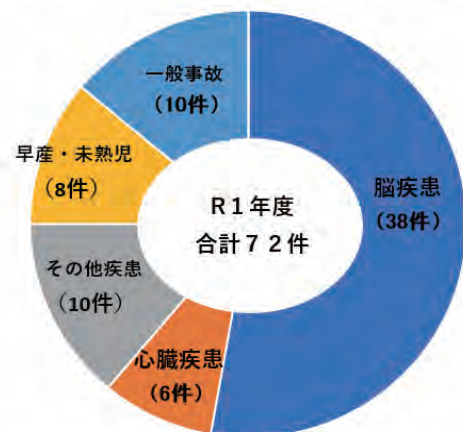
第22航空群としては、SH60K・Jによる代替運用で対応する計画であるが、当該機は哨戒機であり、護衛艦に搭載して外洋での警戒任務に就くことから、急患搬送のための優先度は低く『急患搬送の要請に応じられない状況』が発生する可能性がある。

防衛省からは、自衛隊内部の統合運用により対応するとの回答をいただき、統合運用による運用協議を進めているところであるが、県民の生命にかかわる重要な問題であるため、飛行の所要時間、燃料、医療機器との適合などの問題から、救難機の新たな配備を第一義的に要望するものである。

海上自衛隊の急患搬送実績



海上自衛隊による急患搬送理由別構成





**【提案・要望実現の効果】**

夜間等の離島から本土への救急患者搬送任務を担ってきた第22航空群への後継機・代替機の確保により、これまでの体制が維持されるとともに、第22航空群への後継機・代替機配備までの間の自衛隊内部の統合運用による、絶え間ない離島から本土への救急患者搬送の実施により、多くの離島住民の生命救助に繋がる。



## 23 原子力災害対策について

【内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、原子力規制委員会】

### 【提案・要望】

原子力発電施設及び原子力艦の災害対策のため、国が責任を持って取り組むとともに、地方自治体へ支援を行うこと

#### 1 原子力発電施設の災害対策

- (1) UPZ圏内の円滑な避難には、避難道路の整備や岸壁等施設整備が必要であり、原子力防災独自の新たな支援制度の創設や「原子力災害時避難円滑化モデル実証事業」における、ハード事業への対象拡充を行うこと
- (2) 原子力発電所の安全対策の充実を図ること
- (3) 農林水産物等の輸出に関し、諸外国での輸入規制の長期化や過剰な規制を解消するため、関係国へ規制緩和等の働きかけを強化すること

#### 2 原子力艦の災害対策

- (1) 原子力艦の防災訓練に米軍も参加すること
- (2) 西海市にモニタリングポストを設置すること

### 【本県の現状・課題等】

#### 1 原子力発電施設の災害対策

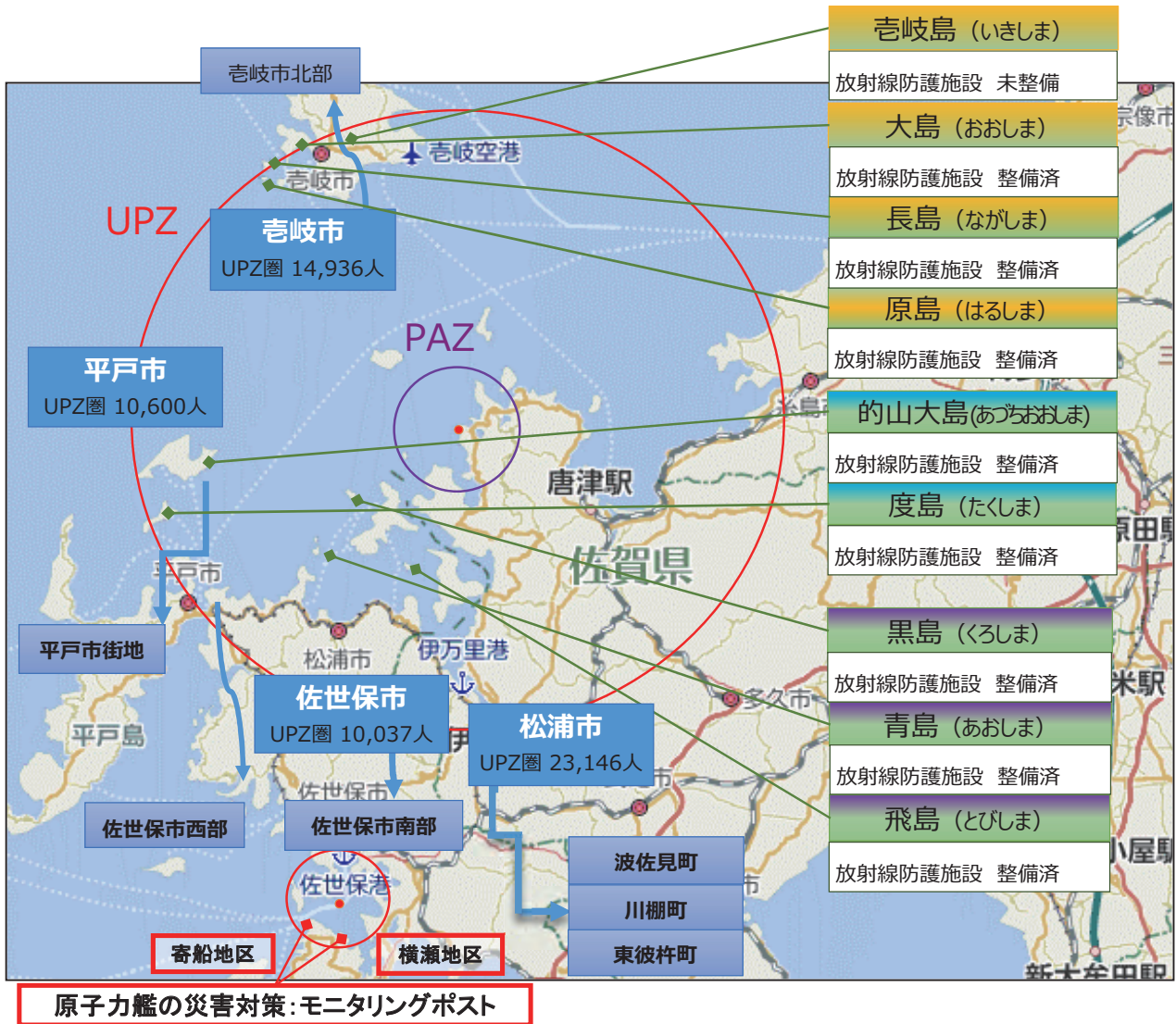
玄海原子力発電所からUPZ（原発から30km）圏内に松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市が入ることから、原子力災害対策指針を踏まえた防災対策を講じている。

- (1) 原子力災害時の避難にあたっては、離島から避難のための岸壁整備、陸路避難のための道路整備が求められるが、原子力災害のリスク評価がないため、新たな支援制度が必要となる。
- (2) 玄海原子力発電所3・4号機が再稼働されたが、安全対策について地域住民は未だ不安を感じている。
- (3) 水産物輸出にあたっては、諸外国・地域の規制措置が強化され、中国政府からは「放射性物質検査合格証明書」及び「原産地証明書」の添付を求められている。

長崎魚市(株)から鮮魚を中国に輸出する際に、県・長崎魚市において毎回の放射能検査や証明書の発行手続きなどの負担が生じている。

#### 2 原子力艦の災害対策

- (1) 原子力艦の寄港地である佐世保市では、毎年度、原子力艦防災訓練を実施しているが、原子力艦を所有する米軍は防災訓練に参加していない。
- (2) 原子力艦の寄港にあたって放射線量を計測するため、佐世保港内にモニタリングポストを7箇所設置しているが、佐世保港入口側にはモニタリングポストが設置されていない。



### 【提案・要望実現の効果】

#### 1 原子力発電施設の災害対策

原子力発電所の安全対策のため、最新の科学的知見に基づく規制基準の見直し、避難対策の充実のため、陸路避難に向けた道路整備、海路避難における船舶の確保及び岸壁等施設整備、スクリーニング場所の確保、放射線防護施設への支援、避難困難者の避難手段の確保、避難先での生活環境確保等の課題がある。

UPZ圏内の関係4市からは、これら安全対策、防災対策を充実するためには国の支援が必要との要望が出され、これを受けて県及び4市から内閣府に対して申し入れを行っている (H30年11月20日)。

本県からの要望及び申し入れを実現することで、避難時間の短縮が図られ、地域住民の安全・安心につながる。

#### 2 原子力艦の災害対策

佐世保市が実施している原子力艦防災訓練に原子力艦を所有する米軍が参加することで訓練が実効性あるものとなる。

原子力艦が寄港するにあたり、佐世保港入口の西海市寄船地区及び横瀬地区にモニタリングポストを設置することにより、緊急時に素早く対応することができる。



## 24 私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について

【総務省、文部科学省】

### 【提案・要望】

- 1 私立小・中・高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と保護者負担の軽減を促進するため、更なる財政支援を図ること
  - (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
  - (2) 経常費助成費補助金に係る地方交付税措置の拡充を図ること
- 2 私立高等学校等就学支援金については、保護者負担の公私間格差を是正するため、年収590万円以上910万円未満の世帯に対する支援の充実を図ること
- 3 地方の公立大学が地方創生で果たす役割の重要性に鑑み、地元産業界が求める人材育成や地元定着の促進などの取組に対する特別交付税の措置上限額を拡大するとともに、公立大学の運営費に係る普通交付税の拡充を図ること

### 【本県の現状・課題等】

#### <経常費助成費補助金・地方交付税措置の拡充>

本県では、高校生約3割、幼稚園児約9割が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きく寄与している。

本県の私立学校は小・中規模が多く、財政基盤が脆弱であるとともに、少子化の進行が早く、健全な経営の下で教育環境を維持するためには、十分な経済的支援が必要。

⎧	経常収支差額比率（H30）	：全国 1%、本県 -2%
		※学校法人（大学設置法人除く）の経常収支差額／経常収入
⎨	0～14歳人口（R12/R2）	：全国 87.6、本県 83.6
		※R2を100とした時のR12の推計人口における指数

#### <保護者負担の公私間格差是正>

本県では、生活保護世帯等や年収590～720万円の世帯について、高等学校等就学支援金に授業料軽減補助金を上乗せして助成しているが、各県の財政事情等により補助額等が異なることから、保護者負担軽減の観点上、全国一律の措置が望ましい。

本県の私立高等学校における、令和元年度の授業料平均額は364,086円であり、県内私立高校生の約27%を占める年収590万円以上の世帯については、依然として保護者負担が大きい。

また、本県の「子どもの生活に関する実態調査」（H31.3）において、「保育料や学校費用の軽減」が「子どもを育てていく上で必要と思う支援」の中で、最も期待されている支援となっている。

（本県における年収590万円～910万円世帯は約3,279人、27.3%）

#### <公立大学に対する財政支援の拡充>

長崎県立大学においては、平成28年4月に学部学科再編を行い、長期インターンシップや地域の産業を支える人材育成など地方創生に寄与する取組に力を注いでいるが、その必要経費が特別交付税の措置上限額を上回っている。

また、高等教育機会の提供、学術研究の振興、地域貢献など地域における知の拠点としてみずみず大きな役割を求められている。

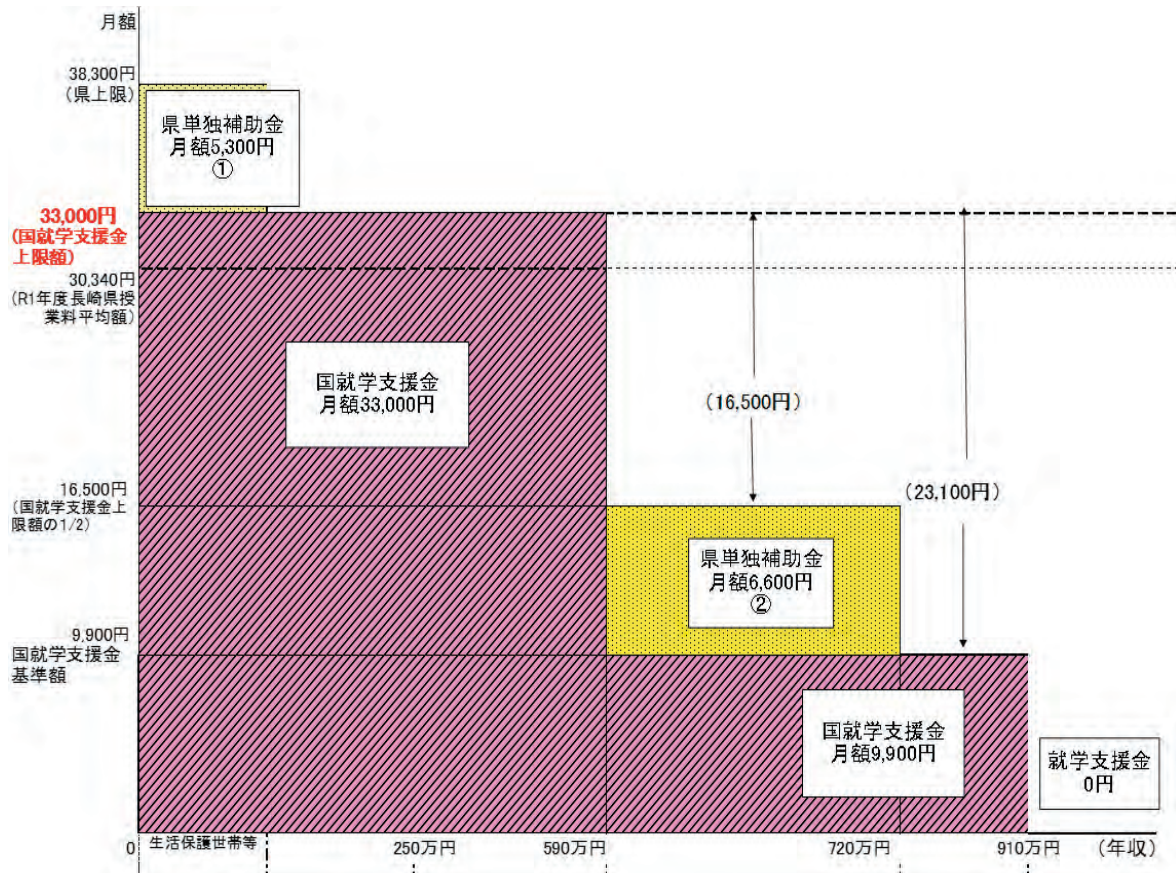
(本県の取組)

国の私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒一人当たり補助単価と地方交付税単価に県単独の財源を上乗せして経常費補助金を交付している。

生活保護世帯等や年収590～720万円の世帯については、高等学校等就学支援金に県の授業料軽減補助金を上乗せして助成している。

本県においては人口減少に歯止めをかけ、地方創生の取組を進めることが重要課題となっており、長崎県立大学においても、地域に根ざした実践的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進している。

◎ 就学支援金制度と長崎県の私立高等学校授業料軽減補助制度



【提案・要望実現の効果】

(経常費助成費補助金・地方交付税措置の拡充)

私学助成費が増額され、私立学校の経営状況が改善されることにより、学校は教員の資質や数を充実するとともに、耐震化など学校施設・設備の整備を促進することができる。

(保護者負担の公私間格差是正)

高等学校等就学支援金等を更に拡充することで、家庭の経済状況にかかわらず、意志ある高校生等が安心して進路を選択することができる。

(公立大学に対する財政支援の拡充)

十分な財政支援が行われることで、県立大学の地方創生に寄与する取組が強化され、若者の地元定着が促進される。